

第2次札幌市食育推進計画（案）に対する ご意見の概要と札幌市の考え方

札幌市では食育を総合的に推進するため、「第2次札幌市食育推進計画案」（平成25年度から29年度）について、平成25年1月21日（月）から2月20日（水）までの31日間、市民のみなさまからのご意見を募集しました。

このたび、いただいたご意見の概要と、それに対する札幌市の考え方を報告いたします。なお、お寄せいただいたご意見は、趣旨が変わらない程度に取りまとめ、要約しておりますことをご了承ください。

市民の皆さまからいただいた貴重なご意見を参考にしながら、今後とも、食育を推進してまいります。

平成25年（2013年）3月
札幌市保健所健康企画課

札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル
電話 011-622-5151 FAX 011-622-7221
<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/syokuiku/index.html>

市政等資料番号
01-E06-12-1733

1 意見募集実施の概要

(1) 意見募集期間

平成 25 年 1 月 21 日（月）から 2 月 20 日（水）までの 31 日間

(2) 意見提出方法

郵送、FAX、Eメール、

(3) 資料の配布・閲覧場所

市役所本庁舎市政刊行物コーナー、保健所健康企画課、各区役所総務企画課広聴係、各まちづくりセンター、健康づくりセンター、子育て支援総合センター、さとらんどセンター

2 意見募集の結果

(1) 意見の提出者数・意見件数

4名、10件

(2) 年代別内訳

60歳代 1名

70歳代 3名

(3) 意見の内訳

項 目	件 数
第 1 章 計画の策定にあたって	- 件
第 2 章 これまでの取組と評価	- 件
第 3 章 基本理念と基本目標	- 件
第 4 章 施策の体系と展開	5 件
第 5 章 計画の推進	3 件
その他	2 件

3 第2次札幌市食育推進計画（案）に対するご意見の概要と札幌市の考え方

(1) 第4章 施策の体系と展開

No.	意見の概要	札幌市の考え方
1	<p>基本目標3 市民みんなで作る食文化 (3) 地域における食育の推進 ③ボランティアの育成・支援 の次に、「④地域組織との連携と取組」と、主な施策を追記してほしい。</p>	<p>食育の推進には、市民を主体とした社会全体の運動として食育を推進することが必要です。 本文40ページの「市民運動としての食育の推進」には、地域社会における組織との連携と取組を含めております。</p>
2	<p>高齢化社会の進行により、老人人口は年々増加しております。それに伴い、独居老人も増加の傾向にあります。高齢者はこれまでの学習や経験から食についての知識をそれなりに有しておりますが、年齢が高くなるに従い行動力が低下し、買い物などに出る機会が少なくなり「・・・あるものですます・・・」ことが多くなり、栄養不足やバランスの悪い食事となっているケースが多く、そのため肉体的・精神的に老化の進行を速めております。このような高齢者の実態を充分ふまえたものに改善（内容を）していただきたい。</p>	<p>食育は、子どもから成人、高齢者に至るまで、ライフステージに応じて間断なく推進することが大切です。高齢者においても、低栄養などの予防が重要であり、閉じこもり防止も含めた食育の推進に努めてまいります。 ご意見については、自分の体を知り、適切な食生活を実践するとして記載し、ご趣旨に沿った内容としております。</p>
3	<p>20歳代男性への働きかけの具体策として、比較的時間に余裕のある大学生向けに、夏期休暇などを利用し、農業（援農）体験の機会を拡充してはどうか。さらに、ボランティアとして育成し、活動を促すとよい。</p>	<p>農畜産物の大切さをより理解していただくために、農業体験は大切であると考えています。 札幌市の農業体験交流施設「サッポロさとらんど」（東区）では、トマト、枝豆、ジャガイモ等の収穫体験を実施しており、大学生も含め誰でも気軽に利用することができます。 農業体験については、本市のインターンシップ（職場体験）に参加する大学生に、「サッポロさとらんど」における体験農園のサポートの仕事を経験してもらっています。</p>

		また、様々な食に係るボランティアを育成しており、今後も、ボランティア活動が広がるよう取り組んでまいります。
4	人工甘味料、グルタミン酸（味の素の類）、植物性生クリーム（粉末状のもの）は、見ただけでは分かりませんが、人によっては有害で症状が出ます。 栄養表示より添加物の表示の方が重要だと思います。	食品に使用されている添加物は、食品衛生法等によって表示が義務付けられており、どのような添加物が使われているかは、「原材料」欄で確認することができます。 なお、安全性を確保するため、添加物の成分や使用量は、食品衛生法により厳しく規制されています。 一方、食品の栄養成分を知ること、栄養の改善や健康の増進に役立つことから栄養成分の表示も必要です。
5	非常時に対応する食生活の情報発信に期待しています。	保存のきく食材の備蓄や利用、熱源の確保など、非常時に対応できる食生活について周知してまいります。

(2) 第5章 計画の推進

No.	意見の概要	札幌市の考え方
6	食育を市民運動としてとりくんでいくことは大変いいと思います。市民に広くゆきわたるようお願いします。	市民一人ひとりが「食」に関心を持ち、積極的に食育を実践していくことが重要であると考えております。食の関係者とともに、広く取り組んでまいります。
7	41 ページ【地域の役割】3行目「・・・専門調理師などは、」と「地域における食生活」の間に、「町内会などの地域組織と連携を図りながら」と追記してほしい。	【追記】 下記のとおり変更いたします 「・・・専門調理師などは、地域と連携を図りながら、食生活の改善を推進することが大切です。」
8	42 ページ食育推進ネットワークの図各種団体・ボランティアと保育・教育関係の間に「地域組織」を追加してほしい。	各種団体には、町内会等の地域組織も含んでおります。

(3) その他

No.	意見の概要	札幌市の考え方
9	<p>食育については、小さい時からの積み重ねが大事だと思います。保育所・幼稚園・小学校での取り組みにも力を入れて推進しているようですので、これからも継続して推進して行ってほしいです。</p>	<p>子どもたちの健やかな成長を願い、各保育所等においては、食育年間計画に基づき、職員が連携を図り、計画的な取組を行っております。</p> <p>また、幼稚園・学校においては、各教科・領域を含めた教育課程に位置づけながら、教育活動全体を通じて食や健康に興味関心をもつように指導を行っております。</p> <p>今後も家庭や地域社会と連携を図りながら、食育の推進に努めてまいります。</p>
10	<p>全体として町内会等の地域組織の位置づけや連携などの観点がうすい。</p>	<p>食育の推進にあたっては、地域組織を食育活動の重要な主体の一つと位置づけ、今後も、一層連携を図ることとしております。</p>